

代行による更新認定申請時の留意事項

更新申請書

○更新申請の受付は有効期限の60日前からですので

- ・回収された申請書の紛失等がないようご注意ください。
- ・調査日の連絡は受付処理後になりますので、申請書回収時にその旨本人・家族にお伝えください。
- ・申請前に死亡・転出がないか確認してください。

○受付開始当初に申請が集中することが考えられますので

- ・本人の状態やサービス利用状況を確認して申請してください。

たとえば、介護保険サービス未利用や入院中の場合は、申請時期を調整してください。

○更新申請書は、更新対象者全員にお送りしていますので

- ・入院中の場合など、更新が必要かどうかの見極めをお願いします。

その他

○特養入所などで居宅介護支援契約を解除した場合は、当課へ居宅サービス計画作成依頼（変更）届出書を提出してください。

○長期入院やサービス利用意向がないなどの理由で更新しない場合は、申請は不要ですので、当課までその旨ご連絡ください。

○「要介護認定・要支援認定申請書」および「新型コロナウイルス感染症に係る要介護認定等有効期間合算申出書」につきましては、押印が不要です。

○申請書に医療保険証情報記載欄を追加しましたので、本人や家族から申請書類を預かる際には、医療保険証の確認・記入をお願いします。

※当面は、記載欄に記入がなくても他の記載内容に問題がなければ申請は受理します。